

第45回定期総会で採択 2024年度活動方針

長野県保険医協会は3月24日の第45回定期総会で新年度活動方針を会員に事前送付の議案書の通り決定した。活動方針は「医療をとりまく動き」「活動の指針」「重点活動」からなるが、ここでは本年度の姿勢と実施事項に係る「活動の指針」と「重点活動」部分を全文掲載し紹介する。

活動の指針

この間のマイナンバーカードを巡る強引な施策や裏金問題などにより岸田政権の支持率は過去最低を記録したが、政府は防衛費確保のため医療費抑制など社会保障費削減を狙っている。1月1日に発生した能登半島地震により北陸地方は甚大な被害を被ったが、今こそ国民が安心して暮らせる社会保障充実の政治転換が必要である。

健康保険証廃止に対しては引き続き請願署名を継続し、さらなる世論を形成し保険証を存続させる政治的決断を迫る。

診療報酬改定の内容を会員に迅速かつ正確に伝えるとともに、不合理は正、緊急要請など必要に応じて機敏に対応する。

会員の日常診療や経営、生活に関わる講習会や学術研究会の企画を充実させ、医科歯科一体を基礎に医療機関の経営を支える保険医協会をアピールし、組織拡大をはかっていく。

重点活動

1. 国民皆保険を守り、社会保障を充実させる活動

(1) 保険証存続、オン資システム導入義務化撤回、オン請求実質義務化撤回の取り組み

2024年12月2日に健康保険証を廃止することが閣議決定され新規での保険証発行ができなくなる。このまま保険証が廃止されると医療現場の混乱は避けられないことから、請願署名を継続しクイズチラシで問題点を指摘するなど、引き続きマイナ保険証によるトラブルと健康保険証の必要性を発信していく。

オンライン資格確認については、東京保険医協会のオンライン資格確認不存確認等請求訴訟に引き続き協力し、閉院、廃院を余儀なくされる医療機関が出ないようマスコミや国会議員などに発信していく。

オンライン請求について2024年4月より光ディスクによる保険請求ができなくなるが、現在光ディスクによる保険請求を行っている医療機関は2024年9月までは現行の方法で保険請求が可能である。しかし、2024年10月以降はオンライン請求への移行計画を申請し受理されないと光ディスクでの保険請求が受け付けられなくなる。請求方法は医療機関の個別の状況により選択されるべきであることから、猶予を

含めて柔軟な対応を厚労省に求める。

(2) 社会保障の充実へと政策転換を求める

政府は2024年度予算において防衛費の大幅な増額を決定したことにより、防衛費捻出のため社会保障費の抑制が狙われているだけでなく、敵基地攻撃能力の保有を国家安全保障戦略に明記するという安保政策の大転換となる暴挙に出た。物価高騰やコロナ禍で疲弊している国民の生活と暮らしを守るどころか、さらなる負担を強いることは許されない。今必要なのは軍拡ではなく医療・社会保障の充実であることを基本とした運動を展開する。

(3) 2024年度診療報酬改定後の対応

6月に後ろ倒しで実施される診療報酬改定に迅速に対応し、会員への情報提供、説明会の実施、関連書籍の提供、相談窓口の強化など会員医療機関への実務的なサポートを行う。一方、アンケート活動などにより改定によって生じる矛盾や不合理を把握、整理し、必要に応じて厚生労働省に対して改善を求めていく。

また、保団連北信越ブロック協議会では引き続き厚生労働省との交渉の準備をすすめる。

(4) 保険でより良い歯科医療の運動

「保険でより良い歯科医療を」長野連絡会の事務局団体として、加盟団体の拡大と、恒例行事である「いい歯と健康」、歯の何でも電話相談、歯の供養祭などの企画充実をはかる。また、歯科技工問題では引き続き、歯科技工士会などとも協力・共同の運動をすすめる。

(5) 平和と基本的人権、民主主義と立憲主義を守る活動

生存権など日本国憲法が保障する基

本的人権を守ることを活動の基本におく。戦争行為を容認せず、平和を守ることが医師・歯科医師の社会的使命として、平和憲法の本意にもとづき憲法9条を改正する動きには反対を表明する。長野県の核兵器禁止条約の署名・批准を求める運動に協力し、署名を推進する。

2. 会員の身近な相談と実利、実益を守る活動

(1) 審査・指導、経営税務、法律など個別相談活動

日常的な保険請求の疑義や返戻・査定への対応など会員からの相談に迅速、的確に対応する。また、情報共有すべき内容は長野新聞やファックス・メールニュース、会員専用のホームページなどで会員へフィードバックする。個別指導の相談には訪問を含めて個別に対応するための事務局・役員体制を強化する。経営、税務や法律問題は顧問税理士、顧問弁護士とも連携して対応する。

(2) 共済制度

春の募集時期を、保険医年金、グループ保険、休業保障の3制度を総合的に宣伝するようにし、生命保険会社と協力して普及にあたる。また、これまで制限してきた訪問活動についても同意が得られるよう工夫をしながら取り組んでいく。休業保障については保団連休保と開業医休保それぞれのメリットを宣伝し、幅広くニーズに対応できることを強調しながら普及促進にあたる。

(3) 研究会、講習会

研究会、講習会の企画については、集合形式と合わせて県下各地の会員が広く参加できるようオンラインでのラ

祝・長野県保険医協会第45回定期総会

順不同

太陽生命保険株式会社

公法人部

〒103-0027
東京都中央区日本橋2-1-1
太陽生命日本橋ビル
TEL 03-3272-6041

日本生命保険相互会社

本店公務部

〒541-8501
大阪市中央区今橋3-15-12
TEL 06(6209)6457

大樹生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811
松本市中央1-2-18 大樹生命松本ビル2階
TEL 0263-3413585

中央石油(株)

〒381-0817
松本市中上2-1
TEL 0263-3314000

商工中金 長野支店

〒380-0814
長野市西鶴賀町一四八三番地の二
TEL 026-234-0145

業務用空気清浄機ハイ・ビガー
タイセイエンター株式会社

〒870-0903
大分市向原沖1-2-73
TEL 097-556-2757

<https://www.taisei-enter.com/>

富国生命保険相互会社
松本支社

〒390-0874
松本市大手2-3-18
TEL 0263-331-1989